

## 知財コア・ブック I (第 1 版) 正誤表

弁理士試験プログレッシブ

以下の誤記・誤植がございましたので、お詫びを申し上げますとともに、お手数ですが、訂正をお願いいたします。

- ① 56 ページ (特実法 13 : 外国語書面出願制度)  
5 行目 (1. (1))  
× 「明細書に記載すべき事項」 → ○ 「明細書又は特許請求の範囲に記載すべき事項」
- ② 57 ページ (特実法 13 : 外国語書面出願制度)  
14 行目 (4. (1))  
× 「明細書及び図面」 → ○ 「明細書、特許請求の範囲及び図面」
- ③ 79 ページ (特実法 18 : 実用新案登録に基づく特許出願)  
標題 (タイトル)  
× 「実用新案登録出願に基づく特許出願」 → ○ 「実用新案登録に基づく特許出願」
- ④ 126 ページ (特実法 29 : 特許権の共有)  
6 行目 (2. 見出し)  
× 「特許を受ける権利の」 → ○ 「特許権の」
- ⑤ 130 ページ (特実法 30 : 専用実施権・通常実施権)  
14 行目 (2. (2))  
× 「特 99 条 1 項」 → ○ 「特 99 条 2 項」
- ⑥ 146 ページ (特実法 33 : 特許権の侵害①)  
8 行目 (2.)  
× 「特許権の効力の及ばない範囲」 → ○ 「特許権の効力の及ばない範囲外」
- ⑦ 177 ページ (特実法 39 : 訂正の請求)  
30 行目 (1. (2))  
× 「特 134 条の 2 第 2 項」 → ○ 「特 134 条の 2 第 3 項」

⑧ 180ページ（特実法 40：審査前置制度）

30～34行目（3. (3)① i) b)) の内容を、以下のように訂正します。

「b) 一方、補正を却下できない場合、当該補正が特 17 条の 2 第 3 項又は 4 項に違反するときは、拒絶理由に該当するが(特 163 条 2 項、特 49 条 1 号)、拒絶理由を通知することなく、特許庁長官に報告される。拒絶理由通知は出願の拒絶と結びつくものだからである。」

★補足説明： 訂正前の説明は、特 163 条 2 項の規定の解釈通りとしましたが、特許・実用新案審査基準より引用した 182 ページの手続フローの内容とは食い違いがありましたので、現実の運用に対応させるべく、上記訂正後の内容としました。

⑨ 181ページ（特実法 40：審査前置制度）

6～9行目（3. (3)① ii) b)) の内容を、以下のように訂正します。

「b) 但し、当該補正が特 17 条の 2 第 3 項又は 4 項に違反するときは、拒絶理由に該当するが(特 163 条 2 項、特 49 条 1 号)、拒絶理由を通知することなく、特許庁長官に報告される。拒絶理由通知は出願の拒絶と結びつくものだからである。」

★補足説明： 上記⑧の訂正と同様の理由です。